

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**  
**(東京都担当部会)**  
**令和6年6月 20 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300667 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400023 号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 10 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については 20 万円から 22 万円、同年 9 月から平成 27 年 9 月までの標準報酬月額については 20 万円から 24 万円、同年 10 月から平成 29 年 3 月までの標準報酬月額については 20 万円から 26 万円とする。

平成 24 年 10 月から平成 29 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 10 月から平成 29 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 24 年 4 月 26 日から平成 29 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 4 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については 24 万円、同年 9 月から平成 27 年 8 月までの標準報酬月額については 26 万円、同年 9 月から平成 29 年 3 月までの標準報酬月額については 28 万円とする。

平成 24 年 4 月から平成 29 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額（平成 24 年 4 月から同年 9 月までの訂正前の標準報酬月額及び上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 56 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 4 月 26 日から平成 29 年 4 月 1 日まで

私が A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額は、記録されている 20 万円よりも高いはずだ。給料支払明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成24年10月1日から平成29年4月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（22万円、24万円及び26万円）及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（24万円、26万円及び28万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年10月1日から平成29年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成24年10月から平成25年8月までは22万円、同年9月から平成27年9月までは24万円、同年10月から平成29年3月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成24年10月から平成29年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、給料支払明細書において確認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出でおらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成24年10月1日から平成29年4月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、給料支払明細書及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額（24万円、26万円及び28万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（22万円、24万円及び26万円）を上回っていることが確認できることから、請求者の平成24年4月から平成25年8月までの標準報酬月額を24万円、同年9月から平成27年8月までを26万円、同年9月から平成29年3月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（平成24年4月から同年9月までの訂正前の標準報酬月額及び上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300646 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2400011 号

## 第1 結論

平成 14 年 9 月の請求期間、同年 11 月及び同年 12 月の請求期間並びに平成 15 年 3 月及び同年 4 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 14 年 9 月  
② 平成 14 年 11 月及び同年 12 月  
③ 平成 15 年 3 月及び同年 4 月

私の父親は、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれていた。

父親は亡くなっているため、具体的な納付時期や納付方法は分からぬが、A 銀行 B 支店などで国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者は、具体的な納付方法等は分からぬが、父親が私の国民年金の加入手続を行い、当該期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求期間のうち平成 14 年 11 月及び平成 15 年 3 月については、平成 14 年 10 月及び平成 15 年 2 月の国民年金保険料が時効後に納付されたことにより、その翌月に充当されていることがオンライン記録で確認できるものの、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする父親は既に亡くなってしまい、証言を得ることができないことから、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間①、②及び③において、請求者が住民登録していた C 市は、当該期間の国民年金に関する届出及び保険料の納付状況を確認できる資料は、文書保存期間を経過したため、保管していない旨回答している。

さらに、請求者は、国民年金保険料の納付場所として A 銀行 B 支店をあげているところ、同

銀行の事務担当者は、請求期間①、②及び③の保険料の納付状況を確認できる資料は保存年限経過により確認できない旨陳述している。

加えて、請求期間①、②及び③は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間である上、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間でもあることから、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録に過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。